

基地対策に関する重点要望

国におかれては、現下の厳しい地方財政状況の中で、市町村合併の進展や、基地の所在に伴う特殊な財政需要の増大など、基地関係市町村が直面する実情を十分に認識いただき、下記の重点事項の実現を図るよう強く要望する。

記

1 (総務省所管)

今年度は固定資産税の評価替えの年度に当たるため、これまで3年ごとに増額されている経緯を踏まえ、基地交付金・調整交付金の増額措置を講ずるとともに、基地交付金の対象資産の範囲を、自衛隊の使用する全資産に拡大すること。

2 (防衛施設庁所管)

基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲を拡大すること。特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金(調整交付金)について、増額措置を講ずること。

平成18年6月

全国市議会議長会基地協議会
会長 石川和夫
(福生市議会議長)

基地交付金・調整交付金の 増額確保等に関する要望

我々基地関係市町村議会は、基地に対する周辺住民の十分な理解と協力を得るため、生活環境の整備や住民福祉の向上等に鋭意努力しているところである。

基地交付金・調整交付金は、このような基地関係市町村の実情を考慮し、固定資産税の代替的性格を基本として交付されており、基地所在に伴う特殊な財政需要に対処する必要かつ不可欠の財源である。

しかしながら、基地関係市町村の行財政運営は、市町村合併の進展や、近年の厳しい財政状況に加え、基地の所在に伴う特殊な財政需要の増大により、大変厳しい状況にある。

よって、国におかれては、このような基地関係市町村の特殊性を十分認識いただき、基地交付金・調整交付金の増額確保をはじめ、別記諸事項の実現を図るよう強く要望する。

平成 18 年 6 月

全国市議会議長会基地協議会
会 長 石 川 和 夫
(福生市議会議長)

基地交付金・調整交付金の増額確保等について

1. 基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）について

(1) 基地交付金の増額確保等

基地交付金は、固定資産税の代替的性格を基本とするため、固定資産税相当額（固定資産評価額の100分の1.4）を確保すること。特に、今年度は固定資産税の評価替えの年度に当たるため、これまで3年ごとに増額されている経緯を踏まえ、基地交付金の増額措置を講ずること。

また、交付金の配分に当たっては、前年度に比べ減額配分とならないよう、配慮すること。

財源超過団体に対する交付金減額措置（政令第3条第2項）を緩和又は廃止すること。

対象資産のうち、都市計画区域にあるものについては、都市計画税相当額を基地交付金額に反映すること。

米軍再編等に伴い、資産価格に変動が生じる場合は、基地関係市町村の財政に著しい影響を及ぼさないよう激変緩和措置を講ずること。

(2) 対象資産の範囲拡大

現在、基地交付金の対象外資産である自衛隊使用施設についても、次に掲げる施設をはじめ全資産を対象として追加すること。

(ア) 駐屯地、港湾施設、通信施設（平成17年度より対象資産に追加された「レーダーサイト及び特定の通信所」以外の施設）、補給処、学校、病院、地方連絡部等

- (イ)飛行場施設のうち、リンクトレーナー、着陸誘導訓練施設、管理棟、倉庫等
- (ウ)演習場のうち、しょう舎施設
米軍及び自衛隊の使用する飛行場周辺等において、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき国が買い上げた土地を対象資産に追加すること。
米軍等の制限水域を対象資産に追加すること。
米軍から返還され、基地返還財産となった後も、国の跡地利用計画の決定前は対象資産として存続すること。

(3)対象資産の価格改定

固定資産評価額と著しい格差が生じないように、国有財産台帳価格を適正な価格に改定すること。

(4)対象資産の価格通知

基地交付金の額の通知に当たっては、施設及び種類毎に面積及び価格を通知するとともに、対象資産の総額を明らかにすること。

2. 調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）について

(1)調整交付金の増額確保等

今年度は固定資産税の評価替えの年度に当たるため、これまで3年ごとに増額されている経緯を踏まえ、調整交付金の増額措置を講ずること。また、調整交付金の算定に当たっては、対象資産や価格等の算定根拠及び配分基準を明らかにすること。

(2)地方税法の特例に伴う市町村民税減収額の全額補てん 日米地位協定の実施に伴う地方税法臨時特例法第3条

の規定により、非課税となっている米ドル支弁資産に係る固定資産税や、米軍人、軍属及びその家族に係る市町村民税等の地方税減収額を全額補てんすること。

3. 地方財政措置について

(1) 地方交付税措置について

普通交付税措置の拡充

基地関係渉外事務費や防音施設の維持管理費及び基地対策事業に係る地方債の元利償還等に対する普通交付税措置を拡充すること。

特別交付税の配分額拡充

基地関係市町村が、基地対策経費として一般財源により対応している特別な財政需要に対する特別交付税の配分額を拡充すること。

(2) 地方債措置について

「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」を根拠とする基地対策事業に係る市町村の一般財源負担分について、起債枠を拡充すること。

基地周辺整備対策等に関する要望

我々基地関係市町村議会は、我が国における防衛政策の推進に、防衛施設の安定使用が前提であり、かつ防衛施設周辺住民の理解と協力が不可欠であることを十分認識している。

そのため、我々は、防衛施設周辺の住民からの意見を取り入れつつ、地域における生活環境の整備や住民福祉の向上等に鋭意努力しているところである。

しかしながら、基地関係市町村の行財政運営は、市町村合併の進展や、近年の厳しい財政状況に加え、基地の所在に伴う特殊な財政需要の増大により、大変厳しい状況にある。

よって、国におかれては、このような基地関係市町村の特殊性を十分認識いただき、防衛施設庁所管の基地周辺対策経費の所要額確保をはじめ、基地周辺における各種整備事業及び安全対策等の施策について、別記諸事項の実現を図るよう強く要望する。

平成 18 年 6 月

全国市議会議長会基地協議会
会 長 石 川 和 夫
(福生市議会議長)

基地周辺整備対策の充実強化について

1. 障害防止事業の充実強化について(第3条関係)

(1) 補助対象施設の拡大・適用基準の緩和

自衛隊等の機甲車両等による走行や射撃訓練、航空機の離着陸等による障害の防止・軽減のため、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(環境整備法)」第3条の規定外の施設についても、補助対象とすること。

また、著しい音響による障害を防止・軽減するため、音響の強度及び頻度の適用基準を緩和すること。

(2) 補助対象範囲の拡大

障害防止事業で実施した施設等における維持管理費や老朽化に伴う大規模改修等について、補助対象とすること。

(3) 補助単価及び補助額の引き上げ

建設工事の補助単価及び補助額を引き上げること。

(4) その他

機甲車両等の走行に伴う泥土や粉塵、重火器等の使用に伴う振動や低周波等による被害を防止・軽減するため、抜本的対策を講ずること。

共同受信施設の老朽化に伴う更新の際には、都市型ケーブルテレビとの共同工事により、復旧整備を図るとともに、施設の維持管理費を補助対象とすること。さらに、地上波デジタルテレビジョン放送への対策を早急に示すこと。

障害防止事業に係る事務手続きを簡素合理化し、事業

工期を短縮化すること。

2. 騒音防止事業(住宅防音)の充実強化について(第4条関係)

(1) 補助対象区域の拡大等

環境整備法第4条に規定する飛行場等周辺地域における騒音基準値(現行75W以下の区域)を航空機騒音の環境基準値(現行70W以下の区域)まで引き下げるとともに、騒音被害の実態に即して補助対象区域を拡大すること。

また、演習場周辺の住宅防音工事について早期に事業化すること。

(2) 補助対象施設・範囲の拡大等

騒音区域指定後に新築・増改築された家屋を補助対象とすること。また、追加防音工事実施後の人員増の場合も世帯人員に応じた工事を実施すること。

老朽化及び耐用年数が超過した防音用機材(空気調和設備機器等)の機能復旧等に要する経費を全額補助すること。

住宅防音工事を実施した全世帯の防音関連維持管理費を補助対象範囲とすること。

住宅防音工事は全て第Ⅰ工法(現行80W以上の区域にのみ適用)で実施すること。

太陽光発電システムの助成に係るモニタリング事業を、住宅防音工事の正式項目に追加すること。また、事業所、事務所、店舗等についても防音工事の対象とすること。

住宅防音工事に係る事務手続きを簡素化し、工事期間を短縮化すること。

航空機騒音等の測定費用についても助成すること。

3. 移転措置事業等の充実強化について(第5~7条関係)

(1) 移転対象範囲・基準の拡大

環境整備法第5条に規定する移転対象(90W以上の第2種区域)の範囲を拡大するとともに、対象区域指定後に建築された建物等についても対象とすること。

(2) 移転措置の早期実現

集団移転事業の円滑な推進のため、移転措置事業関連予算を確保し、移転を早期に実現すること。

(3) 緑地帯等の整備

環境整備法第6条に規定する緑地帯及び緩衝地帯について、周辺住民の生活環境改善に資するよう、地域の特性に見合った適切な緑化整備を行うこと。

(4) 移転跡地の利用・事務の簡素合理化

移転の補償に伴い国が買い入れた土地について、適正な管理を行うとともに、環境整備法第7条に規定する跡地無償使用期間の申請等に係る事務手続きを簡素合理化すること。

4. 民生安定助成事業の充実強化について(第8条関係)

(1) 補助対象区域の拡大

環境整備法第8条に規定する民生安定助成事業の補助対象区域を、防衛施設周辺の市町村全域に拡大すること。

(2) 補助対象施設の拡大

公民館、図書館、体育館等の生活環境施設の補助対象施設が複数所在する場合についても補助対象とする等、

対象施設を拡大すること。

(3) 補助対象範囲の拡大

民生安定助成事業による施設の維持管理費及び老朽化に伴う大規模改修費を補助対象とする等、対象範囲を拡大すること。

日本放送協会放送受信料の免除区域を拡大するとともに、全額免除すること。

(4) その他

採択基準及び適用基準を緩和するとともに、補助額の算定における基準面積及び基準定額の引き上げを行うこと。

消防署など地域防災関係施設、庁舎支所等を補助対象とすること。また、特殊消防車両等消防施設の助成枠及び対象経費を拡大すること。

民生安定助成事業に係る事務手続きを簡素合理化すること。

アスベスト処理費については、十分な予算を確保すること。また、基地施設のアスベスト対策についても、周辺住民の安全を確保するため十分な措置を講ずること。

5. 特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額確保等について(第9条関係)

(1) 調整交付金の増額確保

環境整備法第9条に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金(調整交付金)については、地域の特性と実情を十分考慮のうえ、予算の増額措置を講ずること。

(2) 補助対象施設・範囲の拡大

調整交付金の補助対象施設を拡大するとともに、維持管理費等も補助対象とすること。

(3) 調整交付金配分額の早期決定

調整交付金の配分に当たっては、地域の特性と実情を十分考慮するとともに、早期に交付決定を行うこと。

(4) 特定防衛施設及び関連市町村指定範囲の拡大

特定防衛施設の指定範囲を拡大するとともに、現在、施設が所在しない特定防衛施設周辺の市町村についても、地域の特性と実情を考慮して、新たに特定防衛施設関連市町村に指定すること。

6. 損失補償の充実強化について(第13～18条関係)

農業等就労障害に係る補償対象区域を拡大して実情の応じた補償を行うとともに、補償単価及び補償額を引き上げること。

また、損失補償申請等に係る事務手続きを簡素合理化すること。

7. 防衛施設周辺整備統合事業の充実について

防衛施設周辺整備統合事業については、基地関係市町村の裁量が十分に発揮されるよう、当該市町村の意見を十分踏まえるとともに、その総額についても増額すること。

8. 基地周辺安全対策の徹底について

(1) 基地周辺安全対策の徹底

米軍及び自衛隊の航空機等の飛行をはじめ、艦船の航

行や危険物等の移送管理、その他演習訓練等に関連する事故防止のため、基地周辺における安全対策を徹底すること。また、事前に十分な情報提供を行うこと。米軍及び自衛隊の航空機等による低空飛行や離着陸訓練は、激しい騒音が発生するとともに、墜落事故等があった場合には甚大な被害が予想されるため、飛行自粛の措置を講ずること。

(2) 迅速な補償措置等

基地所在を起因とする事故が発生した場合には、事故の大小に拘らず、事故実態を速やかに地元市町村に報告すること。また、事故原因の究明や再発の防止はもちろんのこと、事故被害に対しては、速やかに十分な補償措置を講ずること。

9. 在日米軍の再編について

(1) 基地周辺市町村への情報提供等について

在日米軍の再編など、基地機能・運用が変更される場合には、早期に情報提供を行うとともに、地元市町村の意見を尊重すること。

(2) 支援措置等について

在日米軍の再編など、基地機能が強化される場合には、周辺市町村に対し、十分な支援措置を講ずるとともに、移転・返還等に係る経費の拠出が現行の基地周辺対策に支障を及ぼさぬよう、十分配慮すること。